

(案)

資料 99-1-3

情通審第 号  
平成 25 年 12 月 13 日

総務大臣  
新藤義孝 殿

情報通信審議会  
会長 西田厚 聡

印

答 申 書

昭和 60 年 4 月 23 日付け諮問第 10 号「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「広域マルチラレーションシステムの無線設備に関する技術的條件」について、審議の結果、別添のとおり答申する。

昭和 60 年 4 月 23 日付け諮問第 10 号「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「広域マルチラレーションシステムの無線設備に関する技術的条件」に対する答申

広域マルチラレーションシステムの無線設備に関する技術的条件は、以下のとおりとすることが適当である。

1 A T C トランスポンダ占有率

質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によって A T C トランスポンダが占有される時間は、当該 A T C トランスポンダを搭載する航空機の位置の更新間隔に対して 2% を超えてはならないこととする。

なお、更新間隔とは、あるモードの質問により航空機位置を更新した後、次に同一のモードの質問により航空機位置を再更新するまでの間などを意味する。

2 ウィスパークアウト質問方式における質問信号及び抑圧信号の特性

当該システムの質問信号及び抑圧信号の特性は、航空機衝突防止装置（A C A S）の質問信号及び抑圧信号のモードごとの特性によることとする。

具体的には、モード A / C 質問信号またはモード A / C 一括質問信号に抑圧パルス S を使用することができるものとし、さらに、この場合の抑圧パルス S については A C A S において合致することとされている条件と同一の条件（A C A S I ※ に特化した条件を除く。）とする。

※ 国際民間航空機関（I C A O）においては、周辺航空機の位置情報のみを提供する A C A S を「A C A S I」、位置情報に加え、垂直方向の回避アドバイザリを与える A C A S を「A C A S II」として標準方式等を規定されている。あくまでも A C A S の種類を整理したものであり、W A M I においては「A C A S I」に特化した条件を設ける必要はない。